

## 第 4 章 介護保険料の見込み

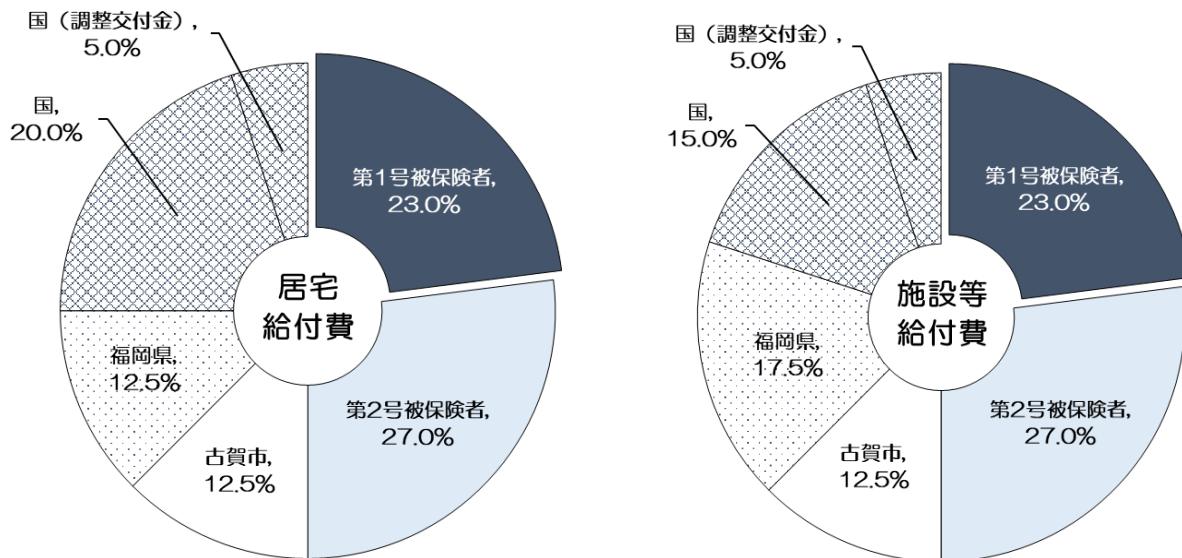
1. 介護保険料の設定方法
2. 総事業費の見込み
3. 第 1 号被保険者の介護保険料

## 1. 介護保険料の設定方法

介護保険は、介護を必要とする人が応分の負担で介護サービスを受けられるように、社会全体で支えることを目的とした保険制度です。例えば、要介護（支援）認定を受けた人が介護サービスを受ける場合、収入に応じた自己負担割合で介護サービスを受けることができます。また、要介護（支援）認定を受けていない高齢者も対象にした介護予防のための取組等を実施しています。

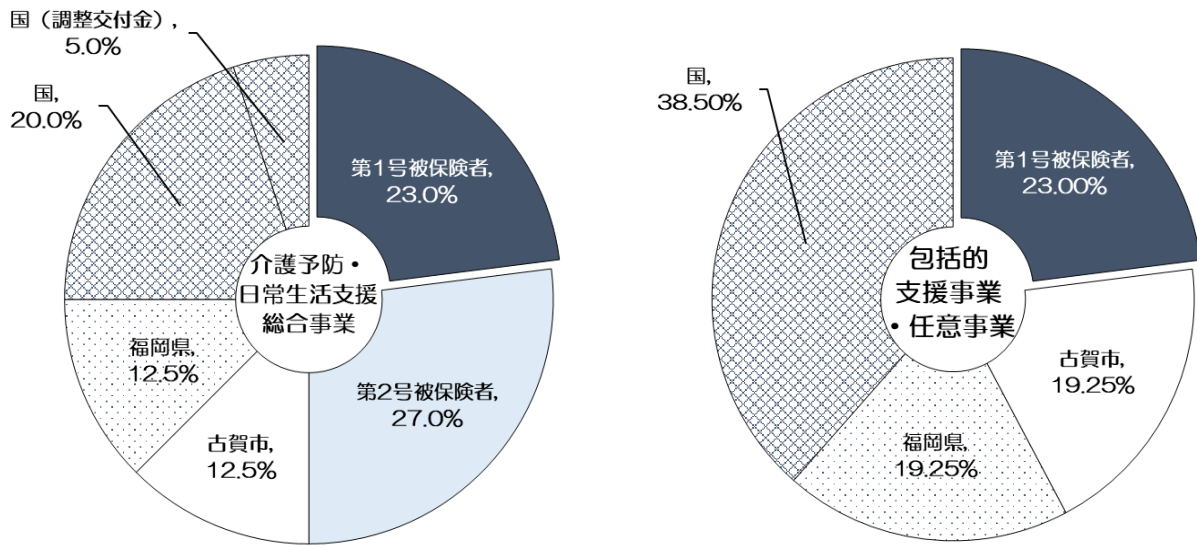
これらの財源は、国、都道府県及び市町村がそれぞれ税金から負担している他、被保険者が納める介護保険料で支えられています。さらに、被保険者は、40歳から64歳の第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者に区分され、第1号被保険者と第2号被保険者の1人当たりの負担額が同じになるように、人口割合により3年毎に負担割合が見直されます。令和3(2021)～令和5(2023)年度は、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、それぞれ23%、27%となっています。また、第2号被保険者の介護保険料は加入している各医療保険の算定方法に基づいて納めていただき、第1号被保険者の介護保険料は各市町村で算定し、納めていただくこととなります。

(図表 1-1) 標準給付費の財源構成



※ 標準給付費とは、介護サービスの給付費に特定入所者介護（予防）サービス費（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護（予防）サービス費（利用者が1か月間に支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護（予防）サービス費（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）、審査支払手数料（国民健康保険団体連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

(図表 1-2) 地域支援事業費の財源構成



(参考) 調整交付金について

調整交付金は、市町村間の介護保険財政を調整するものです。高齢者の人口構成と所得の状況に応じて交付割合が変動する仕組みとなっています。交付割合が5.0%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担し、交付割合が5.0%を上回った場合は、上回った分を第1号被保険者に割り当てます。

## 2. 総事業費の見込み

### (1) 標準給付費の見込み

#### ① 標準給付費に含まれる介護サービスの給付費以外の経費の状況及び見込み

標準給付費に含まれる特定入所者介護（予防）サービス費等の見込みを、下記の通り算出しています。なお、特定入所者介護（予防）サービス費については負担能力のある人により負担を求めることを目的に令和3（2021）年度から改正が予定されています。その影響により、特定入所者介護（予防）サービス費については令和2（2020）年度までと比較して令和3（2021）年度は減少することが見込まれます。

(図表 2-1) 標準給付費に含まれるその他経費の状況及び見込み

(単位：千円)

	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
特定入所者介護（予防）サービス費	83,319	84,402	94,254	80,097	73,792	76,582	87,872	126,149
高額介護（予防）サービス費	70,511	75,525	84,091	85,316	88,156	91,491	104,985	150,724
高額医療合算介護（予防）サービス費	9,695	12,203	12,299	12,877	13,420	13,928	15,981	22,944
審査支払手数料	2,175	2,228	2,328	2,435	2,537	2,633	3,022	4,338
合計	165,700	174,358	192,972	180,725	177,905	184,634	211,860	304,155

## ② 標準給付費の見込み

介護サービスの給付費は、第2章のP25から記載しています介護サービスの利用見込みより算出しています。標準給付費に含まれる介護サービスの給付費以外の経費の見込みと併せた結果は以下のとおりとなっています。

(図表 2-2) 標準給付費の見込み

(単位：千円)

	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
介護サービス給付費 ①	3,625,770	3,753,265	3,877,633	4,175,230	5,321,044
居宅（介護予防）サービス	1,831,826	1,909,706	1,989,965	2,114,614	2,531,467
地域密着型（介護予防）サービス	802,597	811,190	819,952	851,803	1,080,054
施設サービス	991,347	1,032,369	1,067,716	1,208,813	1,709,523
その他経費 ②	180,725	177,905	184,634	211,860	304,155
特定入所者介護（予防）サービス費	80,097	73,792	76,582	87,872	126,149
高額介護（予防）サービス費	85,316	88,156	91,491	104,985	150,724
高額医療合算介護（予防）サービス費	12,877	13,420	13,928	15,981	22,944
審査支払手数料	2,435	2,537	2,633	3,022	4,338
標準給付費 ①+②	3,806,495	3,931,170	4,062,267	4,387,090	5,625,199

## (2) 地域支援事業費の見込み

令和3（2021）年度以降の地域支援事業費は、第2章のP35から記載しています。

(図表 2-3) 地域支援事業費の見込み（再掲）

(単位：千円)

事業区分	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2025年度 (R7)	2040年度 (R22)
地域支援事業	317,692	324,303	323,248	316,404	329,082
介護予防・日常生活支援総合事業	169,489	174,109	171,927	172,155	171,358
介護予防・生活支援サービス事業	144,070	148,898	153,936	155,357	161,123
一般介護予防事業	24,898	24,690	17,470	16,270	9,700
その他	521	521	521	528	535
包括的支援事業	126,354	125,814	125,891	125,769	137,848
任意事業	13,126	14,630	15,680	8,730	9,926
包括的支援事業（社会保障充実分）	8,723	9,750	9,750	9,750	9,950

(3) 第8期計画の総事業費の見込み

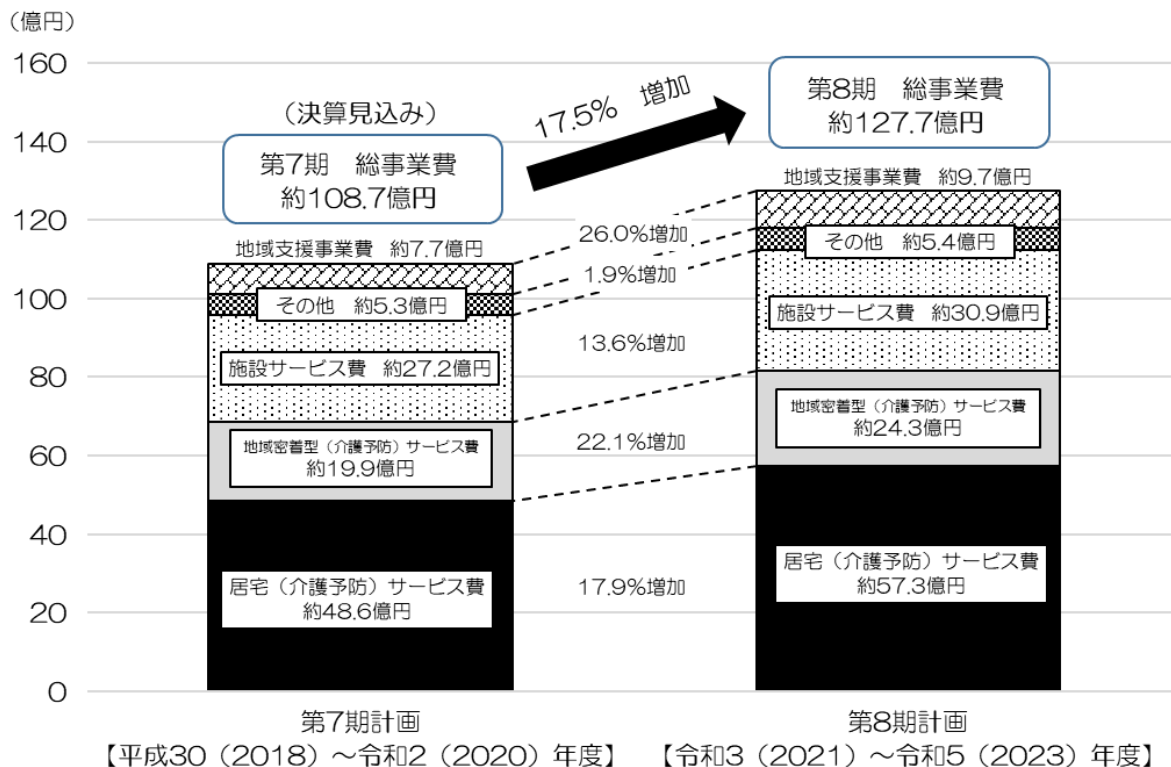
標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計したものである総事業費見込額は、第8期計画で約127.7億円となります。第2章の「3. 介護サービスの状況と見込み」から算出される前期計画の総事業費の決算見込みは約108.7億円となっており、前期計画の総事業費と比較して、第8期計画の総事業費は17.5%増加する見込みです。

(図表2-4) 第8期計画の総事業費の見込み

(単位：千円)

	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	合計
(A) 標準給付費見込額	3,806,495	3,931,170	4,062,267	11,799,932
居宅（介護予防）サービス費	1,831,826	1,909,706	1,989,965	5,731,497
地域密着型（介護予防）サービス費	802,597	811,190	819,952	2,433,739
施設サービス費	991,347	1,032,369	1,067,716	3,091,432
その他	180,725	177,905	184,634	543,264
(B) 地域支援事業費見込額	317,692	324,303	323,248	965,243
総事業費合計（A+B）	4,124,187	4,255,473	4,385,515	12,765,175

(図表2-5) 第7期計画（決算見込み）と第8期計画の総事業費の比較



### 3. 第1号被保険者の介護保険料

#### ① 介護保険料所得段階及び介護保険料率

総事業費の見込みから第1号被保険者の介護保険料を算定することになりますが、介護保険料は、所得に応じた段階を設けて負担していただいております。住民税の非課税者層に配慮した分を、課税者層が支えることで成り立っています。第8期計画の介護保険料所得段階及び介護保険料率は図表3-1となりますが、令和3(2021)年度から適用される基準所得金額が一部変更されるため、第7段階から第12段階までの所得段階の要件が変更となります。前期計画と同じ設定とします。

#### ② 公費による低所得者層の介護保険料軽減

第8期計画では、前期計画に引き続き、消費税を財源とした公費の投入により、第1段階から第3段階までの介護保険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を行います。

(図表3-1) 第7期計画と第8期計画の介護保険料所得段階及び介護保険料率の比較

課税状況		要件		第7期(2018~2020年度)		第8期(2021~2023年度)						
世帯	本人			所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)					
		生活保護受給者										
住民税非課税	住民税非課税	老齢福祉年金受給者		第1段階	2018年度:0.45 2019年度:0.375 2020年度:0.3 (0.50)※1	第1段階	0.3 (0.50)※1					
		課税 年金 収入 額	※2 合計 所得 金額		80万円以下		第2段階	2018年度:0.7 2019年度:0.575 2020年度:0.45 (0.70)※1	第2段階	0.45 (0.70)※1		
					80万1円以上 120万円以下			第3段階		2018年度:0.75 2019年度:0.725 2020年度:0.7 (0.75)※1	第3段階	0.7 (0.75)※1
					120万1円以上					第4段階		0.85
80万円以下	第5段階 (基準額)	1.00	第5段階 (基準額)	1.00								
住民税課税	住民税課税	※2 合計 所得 金額	第7期	第8期	第6段階	1.10	第6段階	1.10				
			120万円未満	120万円未満	第7段階	1.25	第7段階	1.25				
			120万円以上 200万円未満	120万円以上 210万円未満	第8段階	1.50	第8段階	1.50				
			200万円以上 300万円未満	210万円以上 320万円未満	第9段階	1.75	第9段階	1.75				
			300万円以上 400万円未満	320万円以上 420万円未満	第10段階	1.85	第10段階	1.85				
			400万円以上 500万円未満	420万円以上 520万円未満	第11段階	1.95	第11段階	1.95				
			500万円以上 750万円未満	520万円以上 770万円未満	第12段階	2.05	第12段階	2.05				
			750万円以上	770万円以上								

※1 公費による保険料軽減前の保険料の割合です。

※2 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。さらに、第8期計画からは平成30年度税制改正に対応した額となります。

## (2) 第8期計画の第1号被保険者の介護保険料基準額

標準給付費及び地域支援事業費等から算出した令和3(2021)～令和5(2023)年度の第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)は、5,16300円となります。

(図表3-2) 第1号被保険者の介護保険料基準額

(A) 総事業費	12,765,175千円	標準給付費と地域支援事業費の合計
標準給付費	11,799,932千円	令和3(2021)～令和5(2023)年度の標準給付費
地域支援事業費	965,243千円	令和3(2021)～令和5(2023)年度の地域支援事業費
(B) 第1号被保険者負担割合	23.0%	第1号被保険者の介護保険料によって負担する割合
(C) 調整交付金不足額	131,006千円	調整交付金相当額(5%相当分)から調整交付金見込額を差し引いた額
(D) 介護給付費準備基金繰入金	34,000千円	令和3(2021)～令和5(2023)年度で繰入予定額
(E) 負担割合補正第1号被保険者数	50,263人	令和3(2021)～令和5(2023)年度の負担割合をもとに補正した第1号被保険者数の合計
(F) 保険料予定収納率	98.6%	平成28(2016)～平成31(2019)年度の収納実績をもとに推計

$$\left[ (A) \times (B) + (C) - (D) \right] \div (E) \div (F) \div 12\text{ヶ月} = \text{基準額 (月額) } 5,100\text{円}$$

(3) 第8期計画の第1号被保険者の所得段階別介護保険料

令和3(2021)～令和5(2023)年度の第1号被保険者の介護保険料は、以下の通りです。

(図表3-3) 第8期計画の第1号被保険者の所得段階別介護保険料

課税状況		要件	所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	第8期介護保険料		(参考) 第7期介護保険料	
世帯	本人				月額	年額	月額	
住民税非課税		生活保護受給者		第1段階	0.3 (0.50) ※1	1,530円 (2,550円)	18,360円 (30,600円)	1,440円 (2,400円)
		老齢福祉年金受給者						
住民税非課税		課税年金収入額 + ※2 合計所得金額	80万円以下	第2段階	0.45 (0.70) ※1	2,295円 (3,570円)	27,540円 (42,840円)	2,160円 (3,360円)
			80万1円以上 120万円以下					
住民税非課税		課税年金収入額 + ※2 合計所得金額	120万1円以上	第3段階	0.7 (0.75) ※1	3,570円 (3,825円)	42,840円 (45,900円)	3,360円 (3,600円)
			80万円以下	第4段階	0.85	4,335円	52,020円	4,080円
住民税課税		課税年金収入額 + ※2 合計所得金額	80万1円以上	第5段階 (基準額)	1.00	5,100円	61,200円	4,800円
			120万円未満	第6段階	1.10	5,610円	67,320円	5,280円
住民税課税		課税年金収入額 + ※2 合計所得金額	120万円以上 210万円未満	第7段階	1.25	6,375円	76,500円	6,000円
			210万円以上 320万円未満	第8段階	1.50	7,650円	91,800円	7,200円
住民税課税		課税年金収入額 + ※2 合計所得金額	320万円以上 420万円未満	第9段階	1.75	8,925円	107,100円	8,400円
			420万円以上 520万円未満	第10段階	1.85	9,435円	113,220円	8,880円
住民税課税		課税年金収入額 + ※2 合計所得金額	520万円以上 770万円未満	第11段階	1.95	9,945円	119,340円	9,360円
			770万円以上	第12段階	2.05	10,455円	125,460円	9,840円

※1 公費による保険料軽減前の保険料の割合です。

※2 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。さらに、平成30年度税制改正に対応した額となります。

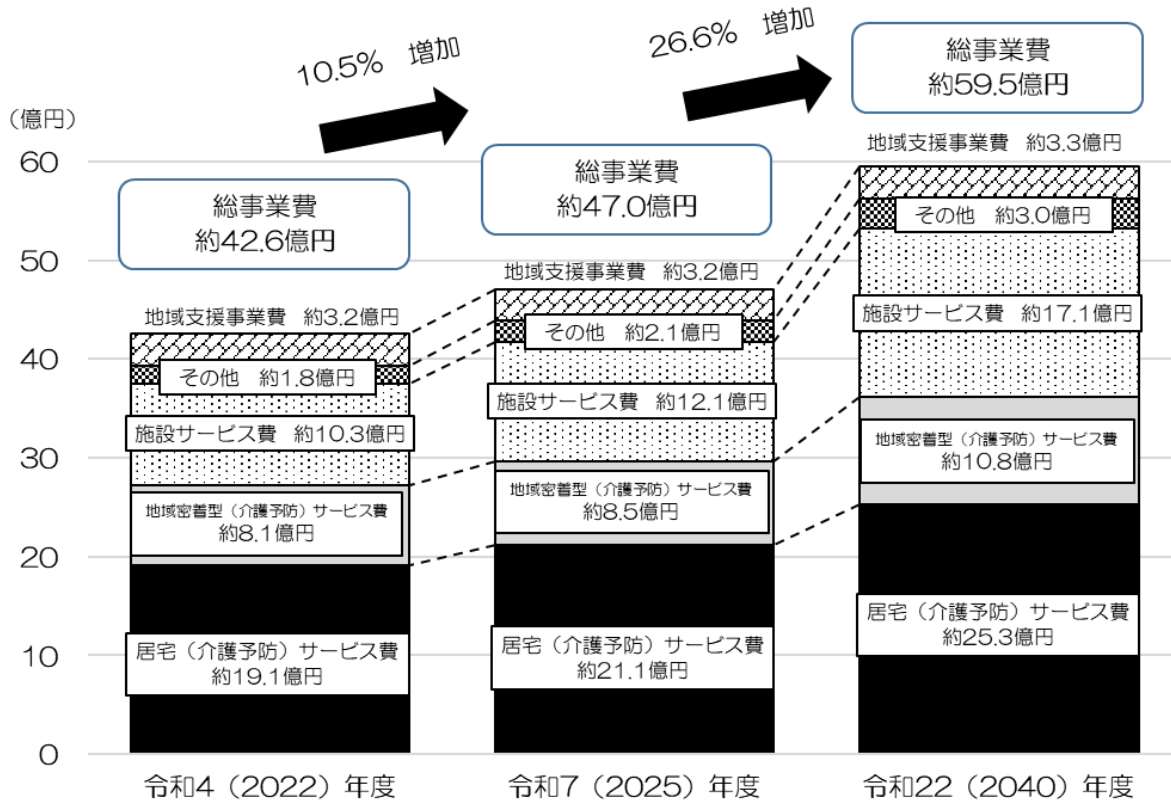


(4) 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の介護保険料の予測

① 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の総事業費の予測

第2章及び第4章で算定した令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の給付費等から総事業費を見込んだところ、以下のとおりとなります。

(図表3-4) 令和4(2022)年度、令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の総事業費比較



② 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の介護保険料月額基準額の予測

令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の総事業費の見込みから介護保険料を推計すると、以下のとおりとなります。

(図表3-5) 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の介護保険料月額基準額予測 (見込み)

